

徳島県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
439号	三好市東祖谷樫尾10番1地先から 同 257番1地先まで	旧	4.5～29.8	315.3
	同	新	8.1～33.6	315.3